（風味調味料についての製造業者等の認定の技術的基準の一部改正）

第二十　風味調味料についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十三年七月三十一日農林水産省告示第九百七十六号）の一部を次のように改正する。

第一の一の2中「原材料」の次に「、添加物」を加え、第一の二の2の(1)及び(2)中「原材料」の次に「及び添加物」を加え、同2の(5)中「食品添加物」を「添加物」に改める。

（しょうゆの日本農林規格の一部改正）

第二十一　しょうゆの日本農林規格（平成十六年九月十三日農林水産省告示第千七百三号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中

原材料	食品添加物以外の原材料	
	食品添加物	

を

原材料	
添加物	

に改める。

第四条の表中

原材料	食品添加物以外の原材料	前条の規格の食品添加物以外の原材料と同じ。
	食品添加物	前条の規格の食品添加物と同じ。

を

原材料	前条の規格の原材料と同じ。
添加物	前条の規格の添加物と同じ。

に改める。

第五条の表中

原材料	食品添加物以外の原材料	第３条の規格の食品添加物以外の原材料と同
	食品添加物	第３条の規格の食品添加物と同じ。

じ。

を

原材料	第３条の規格の原材料と同じ。
添加物	第３条の規格の添加物と同じ。

に改める。

第六条の表中

原材料	食品添加物以外の原材料	第３条の規格の食品添加物以外の原材料と同
	食品添加物	第３条の規格の食品添加物と同じ。

じ。

を

原材料	第３条の規格の原材料と同じ。
添加物	第３条の規格の添加物と同じ。

に改める。

第七条の表中

原材料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1　大豆 2　小麦、大麦及び裸麦 3　小麦グルテン 4　食塩 5　アミノ酸液、酵素分解調味液及び発酵分解調味液 6　砂糖類 7　アルコール、焼酎及び清酒 8　米発酵調味料、醸造酢、みりん及びみりん風調味
	食品添加物	第３条の規格の食品添加物と同じ。

料

を

原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1　大豆 2　小麦、大麦及び裸麦 3　小麦グルテン 4　食塩 5　アミノ酸液、酵素分解調味液及び発酵分解調味液 6　砂糖類 7　アルコール、焼酎及び清酒 8　米発酵調味料、醸造酢、みりん及びみりん風調味料
添加物	第３条の規格の添加物と同じ。

に改める。

（農産物漬物の日本農林規格の一部改正）

第二十一　農産物漬物の日本農林規格（平成十七年十一月十四日農林水産省告示第千七百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中

原材料	食品添加物以外の原材料	
	食品添加物	

を

原材料	
添加物	

に改める。

第四条の表中

原材料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1　農産物 2　ぬか類 3　調味料 4　香辛料
	食品添加物	前条の規格の食品添加物と同じ。

を

原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1　農産物 2　ぬか類 3　調味料 4　香辛料
添加物	前条の規格の添加物と同じ。

に改める。

第五条の表中

原材料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1　農産物 2　しょうゆ及びアミノ酸液 3　調味料 4　香辛料
	食品添加物	第３条の規格の食品添加物と同じ。

を